刈谷市放課後児童クラブ　入会までの流れ

申請する児童が初めてクラブを利用する方
面談のLINE予約をする
（※面談日時：土日祝除く平日
１５：３０～１８：３０まで）

申請する児童がクラブを利用したことがある方
面談不要

①電子申請

・申請が定員を超えた場合等は、入会できないことがあります。
・申請期間を過ぎての提出は受理できません。

申請期限厳守

②入会決定

申請書類を審査し、入会決定します。入会決定は郵送にてお知らせします。

③各クラブにて入会事務手続き

・入会説明
・保険料支払い
・入退室管理アプリの登録

④利用開始

決定通知書に記載の日からクラブを利用できます。

通年利用の方は申請の必要なし
※児童の登録状況によって、募集受付を行わない場合があります。

スケジュール	新年度申請 ※毎年度申請が必要	通年利用 途中入会	春休みのみ利用 （令和９年３月、４月）	夏休みのみ利用	冬休みのみ利用
①電子申請 面談（該当の方のみ）	令和8年10月26日(月)～11月13日(金) 事前にLINE予約必要	利用開始月の前月15日まで ※7，8月利用は5月28日(金)まで 利用希望クラブへ直接電話予約	令和9年1月25日(月)～2月5日(金) 利用希望クラブへ直接電話予約	令和9年5月6日(木)～5月28日(金) 利用希望クラブへ直接電話予約	令和9年10月25日(月)～11月5日(金) 利用希望クラブへ直接電話予約
②入会決定	2月上旬	不備のない書類提出後10日後　程度	3月上旬	7月上旬	12月上旬
③入会事務手続き	通知が届いてから3月上旬まで	通知が届き次第即	通知が届いてから3月中旬まで	通知が届いてから7月上旬まで	通知が届いてから12月中旬まで
④利用開始	4月～	通知書のとおり	3学期終業式～1学期始業式前日（入学式前日）	1学期終業式～8月31日	2学期終業式～3学期始業式前日

上記期間での申請がない方は、４月からの入会が難しくなります。
※市外からの転入や急な就労等、やむをえない事情により申請が間に合わなかった方は、子育て推進課へご相談ください。
※令和８年度から継続して令和９年度の利用の方についても新年度申請が必要です。申請期間内に必ず申請してください。申請忘れや書類遅延等はやむを得ない事情には該当しません。

・新１年生は、４月１日からご利用いただけます。
・新２年生以上は、１回の申請で春休み期間ご利用いただけます。新学年の年齢でご記入ください。

【夏休み申請期間終了後の申請について】
追加募集をする場合があります。ホームページにて受付可能クラブ、受付期間等を確認してください。